

海区漁場計画の変更(素案)に関する意見募集

■ 意見募集の趣旨

県では、令和6年3月1日に漁業権切替えとなる定置漁業権について、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第8項において準用する同条第3項の規定により、令和5年4月28日付けで公示した岩手海区漁場計画の変更を予定していることから、同条第1項の規定により、岩手海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴取するため、漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第22条第1項の規定に基づき、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を公表します。

■ 意見募集の対象

海区漁場計画の変更(素案)(定置漁業権)

■ 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、
県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。下記の URL 又は QR コードから御覧ください。

https://www.pref.iwate.jp/public_comment/1063595/index.html



■ 意見募集の期間と提出方法

○ 募集期間：令和5年7月31日(月)～8月31日(木)〈必着〉

○ 提出方法

- ・ 郵送(手紙、ハガキ)、ファクス、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
- ・ 御意見には、「住所」と「氏名」を必ず御記入ください。
- ・ 利害関係人として意見する場合は、漁業法施行規則第22条第2項の規定に従い、必ず当該事案について利害関係のあることを疎明してください。
- ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御利用ください。

■ 御意見等の提出先

- 郵送の場合 : 〒020-8570 盛岡市内丸10-1
岩手県農林水産部 水産振興課 漁業調整担当
- ファクスの場合 : 019-629-5824
- 電子メールの場合 : E-mail アドレス : af0013@pref.iwate.jp

※電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

■ 意見の取扱い

- 提出いただいた御意見については、海区漁場計画の変更案を作成する際の参考とさせていただきます。
- 漁業法第64条第2項の規定により、提出いただいた御意見については、検討を加えた上で、県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮した上で結果を公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。
- 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- お知らせいただいた個人情報については、このパブリック・コメントの募集の事務にのみ使用し、第三者に提供することはありません。